人材開発支援助成金は事業主の皆様の人材育成による生産性向上を応援します

人材開発支援助成金とは

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、**講師謝金や受講料等の訓練経費のほか、訓練受講労働者に係る訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度**です。

コロナ禍の厳しい経営環境の中にあっても人材への投資を通じて、生産性を向上させていくことは重要です。本助成金では、**企業における生産性向上の取組みを支援するため**、訓練終了後に賃金の引き上げ等により生産性を向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行っています。

具体的には、以下の方法により計算した**「生産性要件」を満たしている場合に助成額を割増しています**。

生産性要件とは

●訓練開始日が属する会計年度の前年度の生産性とその３年度後の会計年度の生産性を比べて**６%以上**伸びていること

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値（人件費、営業利益、減価償却費 等）}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

生産性要件の詳細及び様式のダウンロードはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

労働関係助成金　労働生産性　検索

※ 訓練開始日が属する会計年度の前年度の初日から、その３年度後の会計年度の末日までの期間において、事業主都合による解雇者（勧奨退職を含む。）がいないことも要件となります。

※ 割増分を受給する場合、**再度支給申請が必要**となります。**申請期限は、訓練開始日が属する会計年度の前年度から３年度後の会計年度の末日の翌日から起算して５か月以内**となります。

【助成額・助成率】　（　）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成（1人1時間当たり）		OJT実施助成（1人1時間当たり）	
			生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合
①特定訓練コース	Off-JT	45%（30%）	**60%（45%）**	760円（380円）	**960円（480円）**	－	－
	OJT	－	－	－	－	665円（380円）	**840円（480円）**
②一般訓練コース	Off-JT	30%	**45%**	380円	**480円**	－	－
③特別育成訓練コース	Off-JT	実費		760円（475円）	**960円（600円）**	－	－
	OJT	－		－	－	760円（665円）	**960円（840円）**

本助成金には各種要件があります。ご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。

雇用関係給付金 受付窓口一覧（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL031001開企01